

## 付録 2 不法投棄防止条例に関するアンケート調査票

### 不法投棄防止に関する条例についてのご教示のお願い

#### 前略

先程は突然のお電話をおかけして大変失礼致しました。私は滋賀県立大学環境科学部環境計画学科環境社会計画専攻 4 回生の永田雅と申します。私は、現在、卒業研究で「不法投棄防止に関する条例の施行及び運用実態と効果」をテーマに調査を進めております。

近年、各自治体間で条例が施行されておりますが、その条例の現状・疑問点等を明確に  
したく、今回、貴自治体の

「 条例」

についての調査票を送付させて頂きました。なお、ご教示頂きました内容は、統計的に処理致しますので、皆様にご迷惑をおかけすることは決してございません。

つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力いただければ、大変ありがたく存じ申します。

なお、誠に勝手ながら、ご協力頂けましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒で 月 末日までに投函していただければ幸いです。

草々

平成 18 年 月 日

滋賀県立大学 環境科学部  
環境計画学科 環境社会計画専攻 金谷研究室  
助教授 金谷健  
4 回生 永田雅（調査担当者）

〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500  
研究室 TEL : 0749-28-8279  
FAX : 0749-28-8349  
E-Mail : [h13mnagata@ec.usp.ac.jp](mailto:h13mnagata@ec.usp.ac.jp)

#### ご教示頂くにあたって

- ・ 「その他」を選ばれた場合はカッコ内に、ご回答して下さい。
- ・ 質問に複数回答可とあるもの以外は、ご回答を 1 つにして下さい。
- ・ この調査票に関してご質問等がございましたら、上記の金谷研究室の永田まで、お電話・ファックスまたは E-mail にてご連絡頂きますようお願い致します。

**ご教示頂きます貴方様の**

お名前	(	様)
自治体名	(	)
ご担当部署	(	)
お電話	(	)
FAX	(	)
メールアドレス	(	)

**\*調査にご協力いただいた自治体のうち、調査結果の送付を希望される自治体には調査終了後（2007年3月中旬）に、調査結果を送付させていただきます。**

**調査結果の送付を希望されますか。**

- A. 希望する（郵送、メール添付：どちらかに ）
- B. 希望しない

**（1） 条例制定についての質問**

問1： 条例制定の際に、既存の条例を参考にされましたか。

- A. はい
- B. いいえ

問2： 問1でAを選ばれた方にお聞きします。参考自治体とその理由を、教えて頂けますか。

- A. はい
- B. いいえ

問3： 問2でAを選ばれた場合にお聞きします。参考自治体とその理由を、下記に記してください。

参考自治体：\_\_\_\_\_

理由：\_\_\_\_\_

問4：条例を制定された経緯で最も大きな要因は何ですか。

- A. 不法投棄の抑制のため
- B. 罰則規定が必要であったから
- C. 隣接自治体が制定・施行したから
- D. 地域住民の要望
- E. その他

( )

問5：問4でAを選ばれた方にお聞きします。実際に不法投棄は抑制されたと思いますか。

- A. はい
- B. いいえ

問6：問5でBを選ばれた方にお聞きします。「実際に不法投棄は抑制されたと認めない」理由は、何ですか。(複数回答可)

- A. 制度(条例)の不備
- B. 業者の手口の巧妙化
- C. 行政の怠慢
- D. その他

( )

問7：問6でAを選ばれた方にお聞きします。「制度(条例)の不備」と思われる内容は、何ですか。(複数回答可)

- A. 条例の項目が少ない
- B. 条例の項目が的確でない
- C. 罰則規定が緩い
- D. 内容が古く、現在の状況に対応していない
- E. その他

( )

## (2) 条例の内容についての質問

**\*以下の問8～問16は、貴自治体の条例に該当しない内容の場合、回答欄の最後の「条例に該当せず」に をつけていただければ結構でございます。**

問8：産業廃棄物が生じる事業場を設置する際に、従業員を監督するための責任者を設けることによりどのような効果が得られましたか。(複数回答可)

- A. 作業の効率化
- B. 作業内容の透明化
- C. 従業員の士気の上昇
- D. 従業員の統率
- E. その他

( )

F. 効果なし

G. 条例に該当せず

問9：産業廃棄物の処分の委託をする際に、委託先の能力等の確認方法はどのようにされていますか。

委託先の能力等の確認方法：

---

A. 条例に該当せず

問10：問9で委託した業者は処理を監視しなければなりません、監視を行っているかどうかの確認はどうされていますか。(複数回答可)

- A. 定期的に現場を訪問する
- B. 不定期に現場を訪問する
- C. 監視記録の提出
- D. その他

( )

E. 確認なし

F. 条例に該当せず

問11：産業廃棄物を保管する際の届出はどういった手段が可能ですか。(複数回答可)

- A. 直接届出
- B. インターネット
- C. 郵送

- D. 代理の届出
- E. その他  
( )
- F. 条例に該当せず

問 12：問 11 で届出をした内容の変更の際は、こういった手段が可能ですか。(複数回答可)

- A. 直接届出
- B. インターネット
- C. 郵送
- D. 代理の届出
- E. その他  
( )
- F. 条例に該当せず

問 13：産業廃棄物の搬入・搬出の時間に制限がありますが、その確認はどうされていますか。(複数回答可)

- A. 監視員の巡回
- B. 監視カメラの設置
- C. その他  
( )
- D. 確認なし
- E. 条例に該当せず

問 14：収集運搬車両に標章が貼ってあるかどうかの確認はどうされていますか。  
(複数回答可)

- A. 定期的に確認
- B. 不定期に確認
- C. 業者ごとに呼びかけ
- D. その他  
( )
- E. 確認なし
- F. 条例に該当せず

問 15：県(市)外から県(市)内に産業廃棄物を搬入する際の届出はこういった手段が可能ですか。(複数回答可)

- A. 直接届出
- B. インターネット
- C. 郵送
- D. 代理の届出
- E. その他  
( )
- F. 条例に該当せず

問 16: 問 15 について違反した時の罰則規定がありませんが、どう対応されるのでしょうか。

( 複数回答可 )

- A. 違反業者の公表
- B. 厳重注意
- C. 今後一切の搬入の禁止
- D. その他  
( )
- E. 条例に該当せず

**\* 以下の問 17～問 18 は、県(市)内の産業廃棄物を県(市)内で処理するよう義務づけている自治体への質問です (義務づけていない自治体は、問 19 へお進みください)。**

問 17: 県(市)外への搬出は禁止されていますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 18: 問 17 で B を選ばれた方にお聞きします。その理由は何ですか。(複数回答可)

- A. 県(市)外への搬出は管轄外となるから
- B. 隣接自治体が禁止していないから
- C. 禁止する必要があるから
- D. その他  
( )

**\* 以下の問 19～問 22 は、県(市)内の産業廃棄物を県(市)内で処理するよう義務づけていない自治体への質問です (義務づけている自治体は、問 23 にお進みください)。**

問 19: 「県(市)内の産業廃棄物を県(市)内で処理するよう義務づけていない」理由は何ですか。

義務づけていない理由：

問 20：県(市)外から産業廃棄物の搬入を行った業者に業務実績の報告を義務づけていますか。

- A. はい
- B. いいえ

問 21：問 20 で A を選ばれた自治体にお聞きします。どういう手段で報告が可能ですか。

(複数回答可)

- A. 直接届出
- B. インターネット
- C. 郵送
- D. 代理の届出
- E. その他

( )

問 22：問 20 で B を選ばれた自治体にお聞きします。その理由は何ですか。

報告を義務づけていない理由：

**\*以下の問 23～問 27 は、産業廃棄物を処理する施設で事故が起きた場合、報告を義務づけている自治体への質問です(義務づけていない自治体は、問 28 にお進みください)**

問 23：事故は貴自治体にすべて報告されていると認識されていますか。

- A. はい
- B. いいえ
- C. 分からない

問 24：問 23 で B を選ばれた自治体にお聞きします。可能であれば、未報告件数のおおまかな割合と、未報告が生じる理由を教えてください。

未報告件数のおおまかな割合： \_\_\_\_\_ %

未報告が生じる理由：

問 25：不法投棄を行った者等の公表をしていますか。

- A. はい
- B. いいえ
- C. 予定

問 26：問 25 で A を選ばれた自治体にお聞きします。どのような方法で公表されていますか。

(複数回答可)

- A. インターネット上
- B. 役所
- C. 新聞
- D. その他 ( )

問 27:問 25 で C を選ばれた自治体にお聞きします。どのような方法で公開される予定ですか。

(複数回答可)

- A. インターネット上
- B. 役所
- C. 新聞
- D. 未定
- E. その他 ( )

**\* 次の問 28 は、産業廃棄物の処理を目的とする施設の設置の届出を義務づけている自治体への質問です(義務づけていない自治体は、問 29 にお進みください)。**

問 28：どのような手段で届出が可能ですか。(複数回答可)

- A. 自治体への持参
- B. インターネット
- C. 郵送
- D. 代理の届出
- E. その他 ( )

**\* 次の問 29 は、施設の維持管理に係る記録及び閲覧を義務付けている自治体への質問です(義務づけていない自治体は、問 30 にお進みください)。**

問 29：記録を管理しているかの確認方法はどのようにされていますか。

記録を管理しているかの確認方法：

**\*以下の問30～問31は、廃止施設等に対する措置を行うことを義務づけている自治体への質問です（義務づけていない自治体は、問32にお進みください）。**

問30：廃止施設が放置されたままにはなっていませんか。

- A. なっていない
- B. なっている

問31：問30でBを選ばれた方自治体にお聞きします。その理由は何ですか。

放置されたままになっている理由：

**\*以下の問32～問34は、施設の設置者からの施設相続申請による施設継承の規定が条例にある自治体への質問です（規定がない自治体は問35にお進みください）。**

問32：どういう手段で届出をするのですか。（複数回答可）

- A. 直接届出
- B. インターネット
- C. 郵送
- D. 代理の届出
- E. その他

（）

問33：施設相続申請による施設継承は全て届けられていると認識されていますか。

- A. はい
- B. いいえ
- C. 分からない

問34：問33でBを選ばれた自治体にお聞きします。その理由は何ですか。

理由：

**\*以下の問35～問39は、施設の構造の変更の届出を義務づけている自治体への質問です（義務づけていない自治体は、問40にお進みください）。**

問35：どういう手段で届出をするのですか。（複数回答可）

- A. 直接届出
- B. インターネット
- C. 郵送
- D. 代理の届出

E. その他

( )

問 36：変更はすべて届けられていますか。

- A. はい
- B. いいえ
- C. 分からない

問 37：変更を行っていないか調査は行っていますか。

- A. はい
- B. いいえ
- C. 分からない

問 38：問 37 で A を選ばれた自治体にお聞きします。どのような方法で調査を行っていますか。

調査の方法：

問 39：問 37 で B を選ばれた自治体にお聞きします。その理由は何ですか。

理由：

**\* 次の問 40 は、施設設置の際に事業計画書の提出を義務づけている自治体への質問です（義務づけていない自治体は、問 41 にお進みください）。**

問 40：どのような手段で届出をするのですか。（複数回答可）

- A. 直接届出
- B. インターネット
- C. 郵送
- D. 代理の届出
- E. その他

( )

**\*以下の問41～問45は、事業計画書について関係住民による意見書の提出を認めている自治体への質問です（認めていない自治体は、問46にお進みください）。**

問41：実際に意見書は提出されていますか。

- A. はい
- B. いいえ

問42：問41でAを選ばれた自治体にお聞きします。具体的な提出件数を教えて頂くことは、可能ですか。

- A. はい
- B. いいえ

問43：問42でAを選ばれた自治体にお聞きします。事業計画書ごとの意見書提出件数を、教えていただけますか（事業計画の具体名は結構です）。

事業計画書1：意見書提出件数	件
事業計画書2：意見書提出件数	件
事業計画書3：意見書提出件数	件
事業計画書4：意見書提出件数	件
事業計画書5：意見書提出件数	件
事業計画書6：意見書提出件数	件
事業計画書7：意見書提出件数	件
事業計画書8：意見書提出件数	件
事業計画書9：意見書提出件数	件
事業計画書10：意見書提出件数	件

（事業計画書が11以上ありましたら、お手数ですが、アンケート用紙をコピー等いただければ幸いです）

問44：どういう手段で届出をするのですか。（複数回答可）

- A. 直接届出
- B. インターネット
- C. 郵送
- D. 代理の届出
- E. その他

（）

問45：意見書の提出にお金がかかるのですか。

- A. 無料

B. 有料 ( 円)

問 46：最後の質問となりましたが、この「不法投棄防止に関する条例」が施行されて大きく変化したこと、問題点など、何かございましたら率直な意見をご教示下さい。また、当アンケートに関するご意見、ご感想等ございましたらこちらも率直な意見をご教示下さい。

ご協力いただき、ありがとうございました。